訪問介護重要事項説明書

令和６年４月現在

1　事業所の概要

（1）当事業所の概要

事　業　所　名	医療法人徳洲会　新庄徳洲会介護センター(訪問介護)
所　　在　　地	〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字駒場４６２３ 新庄徳洲会病院内
電　話　番　号	TEL 0233-28-1808(直通)　0233-23-3434(代表) FAX 0233-29-4606(介護センター)
種類・事業所番号	訪問介護　０６７１１００３７８
管　　理　　者	森　富喜子
事業所サービスの目的	要介護状態にある、お客様に対し適正な指定訪問介護サービスを提供することを目的とする
事業所の運営方針	事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう
サービスを提供できる地域	新庄市、最上町、舟形町、金山町、真室川町、鮭川村、大蔵村、戸沢村、

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（2）当事業所の職員体制

職　　名	資　　格	常勤	非常勤	業務内容
責任者及びサービス提供責任者	介護福祉士	１名		介護従業者及び業務の管理 利用調整・技術指導 訪問介護計画書の作成
介護従事者	ヘルパー２級		６名	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	介護福祉士	１名	１名	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助

（3）営業時間

年中無休・２４時間

（但し、電話等により２４時間営業連絡が可能な体制をとる）

2　サービスの内容

※介護保険法で定める訪問介護サービス内容に限られます。

（1）身体介護

食事介助、排泄介助・おむつ交換、清拭・入浴介助、更衣介助、身体整容、体位交換、移乗・移動介助、通院等介助

(2) 生活援助

調理、洗濯、掃除(庭等の掃除を除く)・整理整頓、買物・薬等の受取り、衣類の整理、衣服の補修等

※サービスは利用者を対象としたものに限られ、上記の生活援助の場合、利用者以外の方のお食事の調理、衣類等の洗濯、買物、お客様の居室以外の掃除はできません。

3　利用料金

(1) 利用料

下記は通常時間帯（午前８時から午後６時）の場合です。

下表の金額は、介護保険法に定める訪問介護サービスの基本となる報酬単価であり地域より異なります。介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の１割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【利用料　基本料金・昼間　】

	30 分 未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 30 分増す毎
身体介護中心	244 円	387 円	567 円	30 分増すごとに 82 円追加
身体介護から 生活援助中心	－	身体介護の単位数に 65 円を加算	身体介護の単位数に 195 円を加算	
生活援助中心	－	179 円	220 円	1 時間以上は一律 220 円

①上記の基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた訪問介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

②通常時間帯以外の時間帯にサービスを提供する際には、上記の基本料金に以下のとおり割り増しがされます。

サービス提供時間	割り増し率
早朝（午前６時～午前８時）	２５％
夜間（午後６時～午後１０時）	２５％
深夜（午後１０時～午前６時）	５０％

③2 名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得たうえで通常の利用料金２倍の料金をいただきます。

④表の「身体介護」において、身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間２０分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行う際は、２０分以上４５分未満であった場合６５単位を加算、４５分以上７０分未満であった場合１３０単位を加算、７０分以上であった場合単位を加算します。

(2) 加算

＊初回加算…200 単位／月

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

＊訪問介護処遇改善等加算Ⅰ…所定単位数の 13.7%加算

介護職員の資質の向上及び賃金の改善を図り、キャリアパス要件を満たした場合に加算します。

＊訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ…所定単位数の 4.2%加算

要件を満たした技術・経験のある介護職員が配置されている場合に加算します。

＊訪問介護ベースアップ等支援加算…所定単位数の 2.4%加算

介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から創設された加算です。

＊訪問介護特定事業所加算Ⅲ…所定単位数の 10%加算

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算です。

＊訪問介護特定事業所加算Ⅴ…所定単位数の 3%加算

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算です。

＊緊急時訪問介護加算…100 単位／回

利用者やその家族から同意を得て、計画外の訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※中山間地域等提供加算…所定単位数の 5%加算

中山間地域に居住している利用者で、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護サービスを提供した場合に加算します。

(3) その他

ア　利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ　料金の支払方法

毎月、中旬までに前月分の請求をお渡しし、毎月２６日に利用者の口座より引落しとなります。口座振替確認後、領収書を発行致します。

4　キャンセル

お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

時　　間	キャンセル料
サービス利用日の前営業日の１７時までにご連絡をいただいた場合	無　　料
サービス利用日の前営業日の１７時までにご連絡をいただかない場合	基本料金の１割

(1) 利用者の容体の急変等、緊急かつやむを得ない事情がある場合については、キャンセル料不要となります。

(2) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先まで御連絡下さい。

① ご担当の居宅支援事業所のケアマネージャーへ連絡して下さい。

② 当事業所　連絡先　0233-23-3434（代表）

新庄徳洲会病院内　訪問介護　0233-28-1808（直通）

担　当　森　　富喜子

5　サービス内容に関する相談・苦情受付窓口

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

管理者及びサービス提供責任者　　森　　富喜子

電　　話　　0233-28-1808　ＦＡＸ　0233-29-4606

受付時間　　8：30　～　17：00

(2) その他、以下の市町村等の苦情相談窓口に相談することもできます。

市町村名	＊お住まいの市町村の介護保険担当窓口
備　　考	管轄所在地(新庄市福祉事務所　高齢障害支援室　電話 22-2111)

(3) 国民健康保険団体連合の相談・苦情受付窓口

国保連合会	山形県国民健康保険団体連合会
電話番号	０２３７－８７－８００６
担当部署	介護サービス推進室

※苦情・事故対応の基本手順

苦情・事故の受付→苦情・事故内容の確認→苦情・事故解決責任者等への報告→苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意→苦情・事故解決に向けた対応の実施→再発防止又は改善の措置→苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意→苦情・事故解決責任者等への最終報告

6　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

所在地	医療機関名称			
	主治医		電話番号	
ご家族様	住　所			
	氏　名			
	連絡先		電話番号	

7　事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は日本興亜損保㈱と損害賠償保険契約を結んでおります。）

8　高齢者虐待防止

事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
(4) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上と知識及び技術の向上に努めます。
(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
(6) 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
(7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

9　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを提供できる体制を構築するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防（まん延の防止）及び非常災害の発生予防のための対策を検討する委員会の定期的な開催（1ヶ月に1回）
(2) 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10　その他

(1) ヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、サービス提供責任者まで御相談ください。
(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意下さい。

①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはしかねますので、ご了承下さい。(生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。)

②ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については、介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。

③ヘルパーに対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記の契約を証するため、本書２部を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、各１部を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行い、交付いたしました。

事業所	所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 TEL　06-6346-2888(代)　　FAX　06-6346-2889
	名　　称	医療法人徳洲会
	代表者	理事長　東上　震一

事業所	所在地	〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字駒場4623 TEL　0233-23-3434（代）28-1808　　FAX　0233-29-4606
	事業所名	医療法人徳洲会　新庄徳洲会介護センター（訪問介護）
	管理者	森　富喜子
	指定番号	０６７１１００３７８

利用者	住　所	〒　　－ TEL　　（　）
	氏　名	
代理人	住　所	〒　　－ TEL　　（　）
	氏　名	(利用者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿)

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意致します。また、当該重要事項説明書の交付を受けました。